

## 第5章 全てに共通する施策

### 第1節 全ての主体における環境配慮行動の促進・支援

#### (1) 環境配慮行動に向けたインセンティブの向上

##### ○ みやぎe行動宣言登録事業

環境政策課

みやぎe行動（eco do!）宣言とは、県民や事業者が環境にやさしい暮らし方や事業活動に取り組むことを県に宣言し、県がその内容を登録することで、環境配慮行動の実践を促す制度です。県で設定している環境配慮行動の項目の中から、既に実践しているもの、またはこれから取り組もうと思うものを選択し、宣言する形式で、県民向けの「わたしのe行動宣言」と事業者向けの「わが社のe行動宣言」があります。

宣言登録後の取組を実践する県民・事業者を認定し、その取組の継続的实践を促しました。

なお、「わたしのe行動宣言」については令和7年度以降は「ecoチャレンジみやぎ」のアプリへの参加を通じて環境配慮行動の実践に取り組んでいただくこととしました。

「わが社のe行動宣言」については、引き続き宣言登録後の取組を実践する事業者を認定し、その取組の継続的实践を促しています。

また、宣言登録後の取組を実践する方々を認定し、その取組の継続的实践を促しています。

なお、ISO141001、エコアクション21、みちのくEMSの認証取得事業者及びわが社のe行動（eco do!）宣言認定を受けた事業者は、環境配慮事業者の登録を受けた場合、県の物品及び役務の調達において当該者を優先的に取り扱うことで、環境保全活動の促進を支援しています。



▲「みやぎe行動(eco do!)宣言」登録認定書

#### (2) グリーン購入の促進

##### ○ グリーン購入促進事業

環境政策課・循環型社会推進課

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮するとともに、品質や価格だけでなく環境に配慮された製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する取組です。

県は、平成18年4月に、環境負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与することを目的として、グリーン購入の取組における県・県民・事業者等それぞれの役割を明記したグリーン購入促進条例を制定しました。

これまで、企業や団体に対する出前講座を実施するとともに、環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及啓発に努めるほか、グリーン購入を促進するための活動を行う民間団体「みやぎグリーン購入ネットワーク」（以下、「みやぎGPN」という。）への支援を通じて、県内のグリーン購入の普及に取り組んできました。

令和6年度は、みやぎGPNと共同で「2024年度グリーン購入セミナー inみやぎ」を開催しました。

##### ○ 県の行うグリーン購入

環境政策課

県は、グリーン購入促進条例に基づき、グリーン購入の推進に関する基本方針及び計画を定め、県の事務事業において重点的に調達を推進すべき環境配慮物品等について積極的に調達を行っているほか、グリーン購入の促進に資すると認められる環境物品等を「宮城県グリーン製品」として認定し、県発注の公共事業において利用するなど、普及拡大に努めています。

令和6年度は、22分類、287品目の物品等についてグリーン購入に取り組み、県全体のグリーン購入率は99.9%でした。

##### ○ 業務委託等における環境配慮の推進

環境政策課

県では、各種調査、施設管理及び印刷等の業務を委託する際に、環境配慮事項を仕様書に記載する等の方法により、事業者に環境配慮の実施を要請する取組を実施しています。令和6年度は、

第2部 持続可能な社会の実現に向けた県の取組

1,132件のうち、1,060件（93.6%）について要請を行いました。

(3) 県自らの環境配慮行動の推進

○ 県の役割

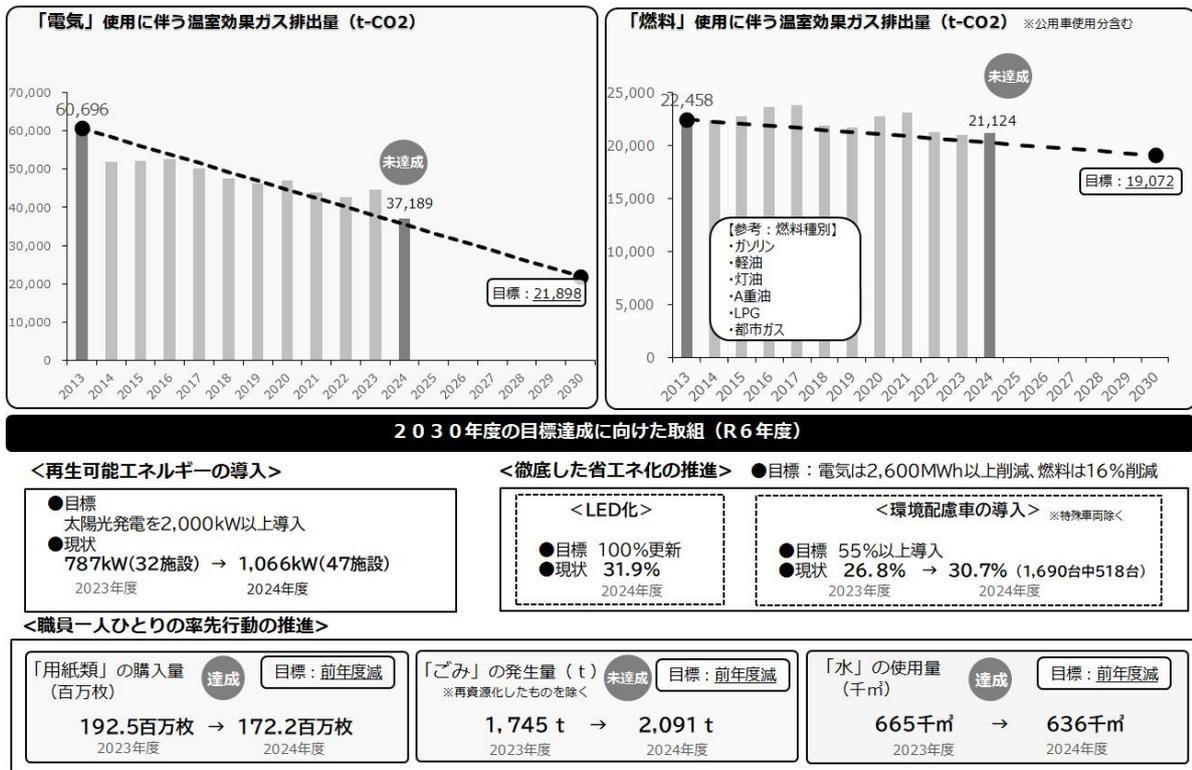
環境政策課

県は、事業者・消費者の立場から、自らの事務事業の中で消費するエネルギーの抑制や、廃棄物の3R、グリーン購入等の環境配慮行動を推進するために、平成10年2月に「宮城県環境保全率先実行計画」を策定しました（令和3年3月に第6期計画を策定）。同計画は、令和5年3月に「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」に統合され、

県の事務事業における温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度までに基準年度（2013（平成25）年度）比で51%削減することを目標に、各種取組を進めています。

○ 計画の目標達成状況

令和6年度は、用紙類の購入量及び水の使用量で目標を達成しました。一方で、電力使用量、燃料使用量、ごみの発生量では目標を達成できませんでした。今後も、県有施設のゼロエネルギー化や職員一人ひとりの環境配慮行動を推進することで、目標の達成に取り組みます。



▲図2-5-1-1 みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略（事務事業編）の目標達成状況

## 第2節 環境経営等の促進・支援

### ○ 環境配慮型経営を行う中小企業者への支援

#### 商工金融課

「宮城県中小企業融資制度」では、環境配慮型経営に係る第三者認証等を取得している中小企業者に対して融資利率を0.1%引き下げています。

また、ISO14001の認証取得等に必要となる経費を融資対象とした「環境安全管理対策資金」のほか、「再生可能エネルギー推進支援資金」により、再生可能エネルギー発電事業を行う県内中小企業者の資金調達を支援しています。

## 第3節 環境教育、情報の集約・発信、普及啓発

### (1) 宮城県環境教育基本方針

#### 環境政策課

県では、平成29年3月に策定した「宮城県環境教育基本方針」に掲げる基本理念や推進施策に基づき、環境教育・環境学習の推進に取り組んでいます。

#### ① 計画期間

平成29年度から10年間

#### ② 目指す将来像

- 持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会

#### ③ 基本理念

- 環境問題を自らの問題として捉え、人間と環境との関わりを学ぶこと。
- 環境がもたらす恵みといのちを大切に思う心を育むこと。
- 自発的な環境保全活動を通じ、地域環境ひいては地球環境をより良いものにしていくこと。
- 多様な主体の連携・協働の下、環境のもたらす恵みを将来世代へ引き継いでいくこと。

#### ④ 基本的な方向性

- 人材の育成・活用
- 環境教育施設等の充実
- 各主体・場の取組の推進
- 民間団体等との協働促進
- 関心から行動へと「つなぐ」ための取組推進
- 国際的視野での取組促進や多様な課題への対応
- 環境教育プログラム整備・体系化の推進

#### ⑤ 取組状況

「中核人材の発掘と育成」や「人材を活用した環境教育の推進」などの推進施策に基づき、事業を実施しています。

地域や学校では、環境教育リーダー制度を活用した学習会や出前講座等が開催されるなど、環境教育・環境学習の着実な推進が図られています。また、地球温暖化や3R、自然環境等をテーマとした

各種イベントのほか、ホームページや動画等の活用により、様々な場面で環境配慮行動を促進するための普及啓発が図られています。

引き続き、環境教育・環境学習に関する情報をより分かりやすく様々な世代に届けられるよう、関係団体等と連携を図りながらニーズの把握や手法の見直し等を行い、更なる効果的な情報発信に取り組んでいきます。

### (2) 学校・社会における環境教育

#### ○ 児童生徒の環境に対する意識啓発

#### 義務教育課

学校教育においては、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して環境教育に関する学習活動が展開されています。

令和6年度も自然体験等を通して学習活動の充実が図られるよう啓発しました。

#### ○ 環境教育支援事業

##### ① 全日本学校関係緑化コンクール

#### 義務教育課

#### ● 学校林等活動の部

小・中・高等学校、義務教育学校及び特別支援学校の中から、学校林を活用し、環境教育や緑化活動に顕著な教育活動を行った学校を推薦しています。

#### ● 学校環境緑化の部

小・中・高等学校、義務教育学校及び特別支援学校の中から、児童生徒に対する計画的、組織的な環境緑化教育を推進している学校を推薦しています。

##### ② 愛鳥週間野生生物保護功労者表彰

#### 自然保護課・義務教育課

日本鳥類保護連盟に対し、多年にわたり野生生物保護に関する優れた功績を積み重ねている学校を功労者表彰候補者として推薦しています。

第2部 持続可能な社会の実現に向けた県の取組

③ 愛鳥モデル推進校

自然保護課・義務教育課

県内の小中学校の児童生徒を対象に、探鳥会などの各種活動を通して野生生物保護思想の普及啓発を図ることを目的として、愛鳥モデル推進校を指定しています。その指定期間は2年間です。

▼表2-5-3-1 愛鳥モデル推進校(令和6、7年度宮城県指定)

| 指定学校一覧       |            |
|--------------|------------|
| 川崎町立富岡小学校    | 山元町立坂元小学校  |
| 大崎市立大貫小学校    | 栗原市立一迫小学校  |
| 東松島市立鳴瀬桜華小学校 | 登米市立中津山小学校 |
| 気仙沼市立大島小学校   |            |

○ 環境教育関連指定校

義務教育課

小学校・特別支援学校の中から、学校環境の緑

▼表2-5-3-2 こども環境教育出前講座実施校

| 市町村        | 学校名         | 学年  | 児童数(人) | 市町村         | 学校名         | 学年        | 児童数(人) | 市町村         | 学校名         | 学年         | 児童数(人) |
|------------|-------------|-----|--------|-------------|-------------|-----------|--------|-------------|-------------|------------|--------|
| 仙台市        | 仙台市立虹の丘小学校  | 4   | 51     | 石巻市         | 石巻市立石巻小学校   | 4         | 49     | 大崎市         | 大崎市立古川北小学校  | 5          | 67     |
|            | 仙台市立館小学校    | 5   | 43     |             | 石巻市立広瀬小学校   | 1~2       | 47     |             | 富谷市         | 富谷市立富ヶ丘小学校 | 1~6    |
|            | 仙台市立古城小学校   | 4   | 60     | 気仙沼市        | 気仙沼市立階上小学校  | 6         | 27     | 富谷市         | 富谷市立日吉台小学校  | 1~6        | 17     |
|            | 仙台市立大野田小学校  | 1~6 | 17     |             | 気仙沼市立階上小学校  | 5         | 28     | 山元町         | 山元町立山下第二小学校 | 5,6        | 43     |
|            | 仙台市立南材木町小学校 | 1   | 44     | 白石市         | 気仙沼市立津谷小学校  | 5         | 43     | 松島町         | 松島町立松島第二小学校 | 4          | 28     |
|            | 仙台市立南材木町小学校 | 4   | 48     |             | 白石市立白石第二小学校 | 4         | 82     | 七ヶ浜町        | 七ヶ浜町立汐見小学校  | 5          | 47     |
|            | 仙台市立泉ヶ丘小学校  | 6   | 42     | 岩沼市         | 白石市立大平小学校   | 4,5       | 36     | 大郷町         | 大郷町立大郷小学校   | 5          | 59     |
|            | 仙台市立南材木町小学校 | 特支  | 5      |             | 岩沼市立岩沼西小学校  | 4         | 142    | 加美町         | 加美町立広原小学校   | 6          | 18     |
|            | 仙台市立田子小学校   | 5   | 110    | 登米市         | 登米市立加賀野小学校  | 6         | 54     | 美里町         | 美里町立南郷小学校   | 5          | 40     |
|            | 仙台市立幸町小学校   | 5   | 46     |             | 登米市立西郷小学校   | 4         | 10     |             | 美里町立青生小学校   | 4          | 12     |
|            | 仙台市立大沢小学校   | 4   | 28     | 栗原市         | 登米市立新田小学校   | 3,4       | 43     | 美里町立不動堂小学校  | 5           | 75         |        |
|            | 仙台市立沖野小学校   | 5   | 74     |             | 栗原市立花山小学校   | 1,2       | 2      | 南三陸町        | 南三陸町立入谷小学校  | 5          | 9      |
|            | 仙台市立遠見塚小学校  | 2   | 72     | 東松島市        | 栗原市立高清水小学校  | 6         | 29     | 南三陸町        | 南三陸町立入谷小学校  | 5,6        | 22     |
|            | 仙台市立柳生小学校   | 3   | 86     |             | 東松島市立大曲小学校  | 3         | 39     | 南三陸町        | 南三陸町立名足小学校  | 6          | 9      |
| 仙台市立東長町小学校 | 6           | 135 | 大崎市    | 大崎市立古川第二小学校 | 1           | 36        | 南三陸町   | 南三陸町立立戸倉小学校 | 4           | 17         |        |
| 仙台市立岡田小学校  | 5           | 26  |        |             | 大崎市立古川第二小学校 | 1         | 36     | 南三陸町        | 南三陸町立名足小学校  | 4,5        | 9      |
| 仙台市立岡田小学校  | 4           | 30  |        |             | 大崎市立古川第四小学校 | 4         | 127    | 計           | 52校         |            | 2,290  |
| 石巻市        | 石巻市立二俣小学校   | 3   |        |             | 29          | 大崎市立沼部小学校 | 6      | 33          |             |            |        |

○ 国際的な視野に立った環境教育の支援

環境政策課

国連は、2005年(平成17年)からの10年間を「持続可能な開発のための教育(以下「ESD」という。)の10年」と定め、「持続可能な開発」の実現が可能となるよう、社会・環境・経済・文化の各分野で直面している諸課題に取り組み、その解決に向けた教育を推進してきました。そして、2015年(平成27年)以降は更にESDを発展させていくために、後継プログラムであるグローバル・アクション・プログラム(GAP)の開始が発表されました。

ESDを広めていくための地域の拠点として「仙台広域圏」が認定され、仙台、大崎市、気仙沼、七ヶ宿及び白石の各地域において、それぞれの特色を生かした環境教育に取り組んでいます。

○ 環境教育リーダー事業

環境政策課

県民の多様化・高度化する環境教育ニーズに対

化を通じて環境教育を推進している学校を推薦しています。

令和6年度実施校

- ・南三陸町立名足小学校
- ・仙台市立岡田小学校
- ・大崎市立鳴子中学校

○ 児童・生徒のための環境教育推進事業

環境政策課

環境にやさしい人づくりを進めることを目的として、県内の小学校で「こども環境教育出前講座」を展開しました。令和6年度は、52校で実施し、児童数延べ2,290人に対し、地球温暖化や自分たちにできる環境配慮行動について学ぶ機会を提供しました。

応するため、環境分野での人的資源を活用した環境教育リーダー制度を平成20年度に創設しました。令和6年度は、県民から43回の派遣要請があり、延べ1,865人(うち30回、延べ1,289人は、児童・生徒のための環境教育推進事業)を対象に、家庭でできる節電の取組をはじめとした講演等を行いました。

○ こどもエコクラブへの活動支援

環境政策課

子どもたちが主体的に行う環境学習・環境保全活動の支援策として、「こどもエコクラブ事業」(平成7年度から平成22年度まで環境省事業、平成23年度から公益財団法人日本環境協会が継承)が実施されています。令和6年度末現在、県内の19クラブに所属する2,924人の子どもたちが会員登録をしています。

令和6年度の全国エコ活コンクール(公益財団

法人日本環境協会主催)では、「大和町よしおか放課後児童クラブ」が作成した壁新聞が、県代表に選出されました。

○ 水環境教育の推進

環境対策課

水生生物を指標として河川の水質を総合的に評価するため、また、環境問題への関心を高めるため、環境省と国土交通省では、一般市民等に参加を呼びかけて全国水生生物調査を実施しています。

令和6年度は、県内小学校等合計7団体が調査に参加しました。

なお、県では釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画に基づき、水質保全意識の普及啓発のため、釜房ダム流域の小学生を対象とした水辺教室を開催しています。

○ ルルブル・エコチャレンジ事業

義務教育課

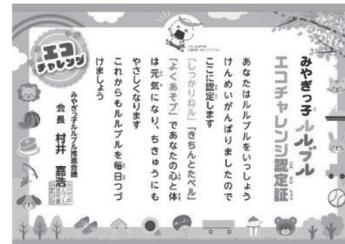
本県独自の取組であるルルブル(しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル)とエコ活動の大切さを伝える「ルルブル・エコチャレンジ事業」を、平成28年度から実施しています。

本事業では、県内の幼児・児童(小学校低学年)を対象として、ルルブルとエコ活動を組み合わせた内容により、家庭で取り組めるポスター・シールを制作・配布しており、令和6年度は、夏休み期間などを利用して取り組んだ22,821人に認定証を送付しました。

親子で楽しみながらルルブルを実践することにより、子供たちの基本的な生活習慣の定着促進を図るとともに、環境教育を推進し、成果として節電による二酸化炭素の削減につなげています。

▼表2-5-3-3 県内の環境教育推進施設

| 施設名               | 所在地                            | 開設日   | 施設の概要  | 令和6年度利用者数 |
|-------------------|--------------------------------|-------|--|-----------|
| 伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター | 栗原市若柳字上畑岡敷味17番地の2              | 平成3年  | 国内2番目に登録されたラムサール条約湿地であり、世界的に有数な冬鳥の渡来地である伊豆沼・内沼及び周辺地域に関する自然環境の調査研究、環境教育などの機能を有し、これらの自然環境保全の拠点施設である。<br>( <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/sanc.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/sanc.html</a> )  | 36,161人   |
| 蔵王野鳥の森自然観察センター    | 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原162-1           | 平成6年  | 蔵王の自然、野鳥の生態に関する展示や体験学習など、自然保護思想の普及啓発、環境教育などの機能を有し、野鳥をはじめとした多種多様な生物種が生息・生育する「蔵王野鳥の森」の自然環境保全の拠点施設である。<br>( <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/kotori.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/kotori.html</a> )   | 7,943人    |
| 県民の森              | 宮城県利府町神谷沢字菅野沢41                | 昭和44年 | 明治100年記念事業の1つとして開園。その後、楽しみながら自然を理解する施設として、アスレチックコースや音楽堂、遊歩道などを整備した。仙台近郊に位置することから、都市近郊の森林レクリエーションの場及び野外活動の場として利用者は多い。<br>( <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/kenmin.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/kenmin.html</a> )                                  | 227,161人  |
| 昭和万葉の森            | 黒川郡大衡村大衡字平林117                 | 平成元年  | 昭和天皇御在位60年を記念して、昭和30年に第6回全国植樹祭会場となった大衡村平林地内の松林(通称御成山)周辺を整備した森林公園。万葉植物を通じた歴史・文化・自然科学の学びの森として、そして歌会や茶会などの場所として利用されている。<br>( <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/manyou.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/manyou.html</a> )                                  | 38,465人   |
| こもれびの森            | 栗原市花山草木沢角間10-7                 | 平成5年  | スギなどの人工林のほか、樹齢200年以上のブナやミズナラの天然林をはじめ、野生鳥獣も数多く生息する一松山県有林及びその周辺に、自然観察遊歩道や森林・林業の知識を習得できる「森林科学館」を整備し、森林・林業、自然環境に対する理解を深める場として利用されている。<br>( <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/komorebi.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/komorebi.html</a> )                 | 1,928人    |
| 環境情報センター          | 仙台市宮城野区幸町四丁目7番2号(宮城県保健環境センター内) | 平成2年  | 県民、事業者及び市町村等へ各種環境情報を提供する場として県保健環境センター内に設置している。各種情報機器の整備のほか、書籍、パンフレット、映像ソフト、啓発パネル等を収集・作成・展示し、センター内での閲覧・利用のほか、貸出を行っている。また、環境活動を行う県民同士の打合せや交流、セミナー等に用いることのできるスペースも設けられている。<br>( <a href="https://www.pref.miyagi.jp/site/meic/index.html">https://www.pref.miyagi.jp/site/meic/index.html</a> ) | 565人      |



▲令和6年度ルルブル・エコチャレンジポスター、シール、認定証

環境教育の基盤整備

○ 学習機会の提供と施設の整備

環境政策課・自然保護課

本県の豊かな自然環境を将来にわたって保全するとともに、多様化する環境問題に対応していくためには、県民一人ひとりが環境との関わりについての認識を深め、環境に配慮した生活に努めていくことが重要です。

県では、県民が身近な自然環境を体験し、また、自ら学習することを通じて、環境への認識を深める機会を提供するため、県内各地に環境教育推進施設を設置・運営しています。

## 第4節 環境の保全・活用に関する協定の締結、開発行為における環境配慮

### 1 環境の保全・活用に関する協定の締結

#### (1) 環境配慮基本協定

環境対策課

環境配慮基本協定とは、宮城県に立地する事業者（工場・事業所の面積が20ha以上のもの）の自主的な環境配慮への取組を促進するために策定した「事業活動における環境配慮推進ガイドライン」（平成21年12月）に基づいて、事業者と県、市町村が締結するものです。

このガイドラインでは、操業前及び操業後において、事業者がガイドラインに示す4つの環境配慮事項（①地球環境保全への貢献、②資源循環型社会の形成、③自然環境の保全とやすらぎや潤いのある身近な環境の保全及び創造、④安全で良好な生活環境の確保）の中から、事業の内容や地域の状況に応じた適切な環境配慮事項を選択し、自ら構築する環境マネジメントシステムの中に計画として取り込み、計画から改善までの一連のプロセスを推進していくこととしています。

また、事業者は、ISO14001をはじめとする環境認証の導入や外部の第三者機関によるチェックにより、自らの環境マネジメントシステムを運用していくとともに、「環境配慮基本協定」に基づい

て、定期的に県への報告等を行います。

一方、県は、「環境配慮基本協定」に基づく事業者の取組を公開するなどして環境配慮に積極的に取り組む事業者の認知度を高め、企業イメージの向上を支援することなどが盛り込まれています。これにより、事業者と行政が連携して環境配慮の実効性の確保と取組推進を図るものです。

この協定を締結する事業者は、原則として事業所の立地が決まり次第、知事との協議を開始し、事業活動を開始するまでに協定を締結することになります。

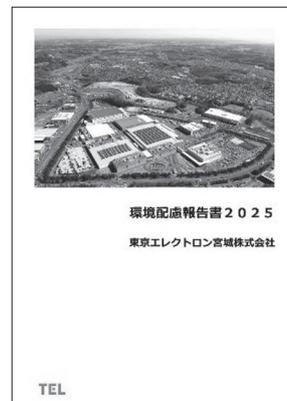
平成23年1月に、協定第一号として、県及び大衡村は、セントラル自動車株式会社との間で「環境配慮基本協定」を締結しました。また、平成23年5月には、県及び大和町は、東京エレクトロン宮城株式会社との間で、環境配慮基本協定を締結しました。

令和6年度も前年度に引き続き、上記二社において実施された環境配慮への取組や、目標値に対する達成状況等が「環境配慮報告書」として、県及び関係町村に報告されました。

▼表2-5-4-1 環境配慮基本協定の締結状況

| 年度     | 締結年月日      | 対象事業所                                      | 所在地 | 協定締結者                        |
|--------|------------|--|-----|------------------------------|
| 平成22年度 | 平成23年1月13日 | トヨタ自動車東日本株式会社<br>宮城大衡工場<br>(平成24年7月 社名変更*) | 大衡村 | トヨタ自動車東日本株式会社<br>宮城県<br>大衡村  |
| 平成23年度 | 平成23年5月26日 | 東京エレクトロン宮城株式会社<br>本社工場                     | 大和町 | 東京エレクトロン宮城株式会社<br>宮城県<br>大和町 |

※平成24年7月に、関東自動車工業（株）、セントラル自動車（株）、トヨタ自動車東北（株）の3社が統合し、トヨタ自動車東日本（株）となったことに伴い、同年8月17日付けで協定の変更を行った。



#### ▲トヨタ自動車東日本株式会社（左）及び東京エレクトロン株式会社（右）から提出された環境配慮報告書

トヨタ自動車東日本株式会社及び東京エレクトロン宮城株式会社から提出された「環境配慮報告書」につきましては、環境対策課のホームページから御覧いただくことができます。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/index-kankyohairyo.html>

(2) 公害防止に関する協定

環境対策課

公害防止に関する協定（以下「公害防止協定」という。）とは、地方公共団体や住民団体等と事業者との間で、事業活動に伴う公害を防止するために、事業者がとるべき措置を相互の合意により取り交わす約束のことです。公害防止協定は、公害関係法令を補完するとともに、企業が立地する地理的・社会的条件に即したきめ細やかな公害防止対策を実施することができるため、全国的にも数多く締結されています。

県は、昭和46年の仙台港開港に伴い立地した新仙台火力発電所に係る公害防止協定を昭和45年に東北電力株式会社と締結し、以降、仙台湾地域の大煙源を持つ事業所や排水による環境負荷の大きい事業所を中心に公害防止協定を締結してきました。

平成7年の公害防止条例の改正により、公害防止協定の締結根拠を規定し、平成15年4月には、公害防止協定の締結及び運用に関する指針を定め、公害防止協定締結対象事業所の規模を規定す

るなど、公害防止協定が担う役割の充実を図ってきましたが、平成24年度に見直し、協定締結事業者の協議及び報告事項等を整理しました。

※公害防止協定等の詳細な内容は環境対策課のホームページで御覧いただくことができます。  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyot/index-kyotei.html>

○ 公害防止協定等の締結

県は、公害全般について総合的に公害防止対策を講じる必要がある大規模な事業所の事業者と公害防止協定を、大気中への二酸化硫黄の排出について対策を講じる必要がある事業所の事業者と覚書を締結しています。また、仙台港湾公害防止対策地域に立地する事業所及び県の企業立地促進のための奨励金交付要綱の規定による奨励金対象工場等のうち、ばい煙発生施設等を設置する公害防止協定締結事業者以外の事業者とは公害防止確認書を取り交わしています。

▼表2-5-4-2 公害防止協定の締結状況

令和7年3月31日

|       | 事業者                       | 事業所                   | 締結自治体  | 締結年月日   |             |            |
|-------|---------------------------|-----------------------|--|---|-------------|------------|
|       |                           |                       |  | 当初  | 最新改定        |            |
| 仙台湾地域 | 仙台地域                      | 東北電力株式会社              | 新仙台火力発電所                                     | 宮城県<br>仙台市<br>塩竈市<br>名取市<br>多賀城市<br>七ヶ浜町<br>利府町 | S45. 8. 21  | R元. 10. 10 |
|       |                           | ENEOS株式会社             | 仙台製油所  |   | S46. 6. 14  | H25. 3. 29 |
|       |                           | JFEスチール株式会社           | 棒線事業部仙台製造所                                   |   | S47. 12. 14 | H25. 3. 28 |
|       |                           | 麒麟麦酒株式会社              | 仙台工場   |   | S53. 1. 17  | H25. 3. 28 |
|       |                           | 東洋製罐株式会社              | 仙台工場   |   | S54. 3. 27  | H14. 5. 24 |
|       |                           | 東北ゴム株式会社              | 本社工場   |   | H13. 5. 16  | H25. 3. 28 |
|       |                           | 仙台パワーステーション株式会社       | 仙台パワーステーション                                  |   | H28. 3. 2   | —          |
|       |                           | 合同会社社の都バイオマスエナジー      | 社の都バイオマス発電所                                  |   | R 5. 3. 28  | —          |
|       |                           | 仙台港バイオマスパワー合同会社       | 仙台港バイオマスパワー発電所                               |   | R 7. 3. 27  | —          |
|       |                           | 東北電力株式会社              | 仙台火力発電所                                      | 宮城県・七ヶ浜町  | S58. 3. 3   | H29. 3. 29 |
|       | 石巻地域                      | 日本製紙株式会社、日本製紙クレシア株式会社 | 日本製紙株式会社石巻工場<br>日本製紙クレシア株式会社宮城工場<br>石巻雲雀野発電所 | 宮城県<br>石巻市<br>東松島市                              | S47. 12. 28 | R 5. 12. 5 |
|       |                           | 東海カーボン株式会社            | 石巻工場   |   | S51. 5. 29  | H25. 3. 29 |
|       |                           | 株式会社伊藤製鐵所             | 石巻工場   |   | S49. 7. 31  | H25. 3. 29 |
|       |                           | 合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー   | 石巻ひばり野バイオマス発電所                               |   | R 4. 9. 26  | —          |
|       | 仙南地域                      | 日本製紙株式会社              | 岩沼工場   | 宮城県・名取市<br>角田市・岩沼市<br>柴田町・亘理町                   | S47. 7. 25  | H25. 3. 19 |
| その他   | YKK AP株式会社                | 東北製造所                 | 宮城県・大崎市                                      | S48. 6. 18                                      | H25. 5. 22  |            |
|       | ラビスセミコンダクタ株式会社            | 宮城工場                  | 宮城県・大衡村                                      | S63. 12. 5                                      | H25. 3. 13  |            |
|       | 相馬共同火力発電株式会社              | 新地発電所                 | 宮城県  | H 2. 3. 27                                      | H25. 2. 26  |            |
|       | コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社       | 蔵王工場                  | 宮城県・蔵王町                                      | H 7. 6. 13                                      | H25. 3. 21  |            |
|       | 三菱マテリアル株式会社<br>細倉金属鋳業株式会社 | 細倉鋳山                  | 宮城県・栗原市                                      | H14. 9. 5                                       | R 6. 7. 29  |            |
|       | NebioSUPER電力合同会社          | Nebio角田バイオマスパーク       | 宮城県・角田市                                      | R 2. 10. 21                                     | —           |            |

○ 公害防止協定書等の進行管理

公害防止協定書及び覚書（以下「公害防止協定書等」という。）の締結事業者に対し、対象施設等の新設、増設及び変更がある場合、計画立案段階で公害防止協定書に定める排出基準や周辺環境への影響について協議・報告することを求め、当該計画に伴い発生する環境負荷に対して適切な対策がとられているかを確認しています。また、必要に応じて公害防止協定書等を改定しています。

令和6年度は、設備の更新等に係る報告を6件受け付け、また、公害防止協定書等の締結を1事業所、改定を1事業所について行いました。

さらに、公害防止協定書等の締結事業者（公害防止協定書20事業所、覚書2事業所）からは環境負荷項目に関する自主検査結果等の報告を定期的に受けるとともに、事業所への立入調査を実施し、公害防止協定書の遵守状況を確認しました。また、大気汚染物質の排出量が多い事業所につい

ては、窒素酸化物濃度や硫黄酸化物濃度等のデータをテレメータシステムにより常時監視し、公害防止協定書の遵守状況について確認しています。

なお、事故や公害発生時等には公害防止協定書等の締結事業者から報告を受けることとしており、令和6年度は2件の報告を受けています。報告を受けた場合には協定締結自治体と共に適切な対応を取るよう事業者を指導することとしており、この2件の報告に対しては指導を行い、改善報告を受けています。

このほか、公害防止協定書の進行管理に関し、公害防止協議会を組織し、関係自治体の意見調整を図っています。令和6年度は仙塩地域七自治体公害防止協議会を1回、相馬共同火力発電株式会社新地発電所に係る公害防止協議会を1回開催し、関係自治体や事業者との連絡及び調整を行いました。

▼表2-5-4-3 公害防止協議会設置状況

| 協議会名                        | 目的   | 構成自治体                         | 設置年月日      |
|-----------------------------|--|-------------------------------|------------|
| 仙塩地域七自治体公害防止協議会             | 仙台港湾公害防止対策地域に立地する事業所と公害防止協定等の締結及びその執行についての審議調整 | 宮城県・仙台市・塩竈市・名取市・多賀城市・七ヶ浜町・利府町 | S47. 8. 17 |
| 相馬共同火力発電株式会社新地発電所に係る公害防止協議会 | 相馬共同火力発電株式会社新地発電所の公害防止協定に関する意見の調整              | 宮城県・角田市・岩沼市・柴田町・丸森町・亘理町・山元町   | H元. 11. 6  |
| 細倉鉱山に係る公害防止連絡協議会            | 細倉鉱山の公害防止協定に関する意見の連絡調整                         | 宮城県・栗原市・登米市                   | H14. 10. 5 |

(3) 自然環境保全協定

自然保護課

開発面積が20ha以上の開発行為について、自然環境保全条例及び「大規模開発行為に関する指導要綱」(昭和51年宮城県告示第830号)に基づき、開発行為者と「自然環境保全協定」を締結し、自然緑地の保全や植生回復等の自然環境の保全上必要な措置を講じるよう指導しています。

また、これらの造成工事等が開発途中で廃止又は中止されることにより、災害の発生を招くことのないよう、「開発行為の廃止等に伴う災害防止工

事及び植生回復工事施行に関する契約」を協定と同時に締結し、開発行為者に防災工事保証金を預託させるなどして、自然環境の保全に留意した開発を行うよう指導しています。

さらに、必要に応じて防災パトロールを行うとともに、開発行為の完了時には工事の完了と自然緑地及び造成緑地の保存状態の確認を行うなど、開発行為に伴う災害の防止や協定等の履行を確保するために必要な措置を講じています。

▼表2-5-4-4 自然環境保全協定の締結実績

|          | 住宅団地 | 別荘地 | 工場団地 | ゴルフ場 | レジャーランド | 教育施設 | その他 | 計   |
|----------|------|-----|------|------|---------|------|-----|-----|
| 平成28年度以前 | 36   | 1   | 4    | 24   | 8       | 3    | 12  | 88  |
| 平成29年度   |      |     |      |      |         |      | 7   | 7   |
| 平成30年度   | 1    |     |      |      |         |      | 7   | 8   |
| 令和元年度    |      |     |      |      |         |      | 2   | 2   |
| 令和2年度    |      |     |      |      |         |      | 3   | 3   |
| 令和3年度    |      |     |      |      |         |      | 1   | 1   |
| 令和4年度    |      |     |      |      |         |      | 1   | 1   |
| 令和5年度    |      |     |      |      |         |      | 1   | 1   |
| 令和6年度    |      |     |      |      |         |      |     | 0   |
| 合計       | 37   | 1   | 4    | 24   | 8       | 3    | 34  | 111 |

※その他には太陽光発電施設が含まれる。

## 2 開発行為等における環境配慮

### (1) 環境影響評価制度と自主的な環境配慮の取組

環境対策課

#### ○ 法令による環境影響評価の実施状況

環境影響評価は、事業者自らが大規模な開発事業の実施前に環境にどのような影響を与えるかについて、環境保全の見地から広く意見を聴きながら、調査・予測・評価を行い、環境に配慮していく制度であり、環境保全に関する重要かつ有効な手段となっています。

県は、昭和51年度に「公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱」、平成5年度に「宮城県環境影響評価要綱」、さらに平成10年3月に「環境影響評価条例」（平成10年宮城県条例第9号）を制定して制度の充実を図り、大規模な開発を行う事業者に対して環境影響評価の実施を指導しています。

令和6年度は環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書（土地区画整理事業1件、廃棄物最終処分場1件）について、県環境影響評価技術審

査会の意見を踏まえ、事業者宛て知事意見を提出しました。令和6年度までに同条例に基づき実施した手続きは合計10件です。

一方、国においては、昭和59年に「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、環境影響評価実施要綱を制定しており、さらに、平成9年6月には環境影響評価法を制定しています。

令和6年度は環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書（太陽電池発電事業1件）について、県環境影響評価技術審査会の意見を踏まえ、主務大臣または事業者宛て知事意見を提出しました。また、計画段階環境配慮書（地熱発電事業1件）及び環境影響評価準備書（風力発電事業1件）について、県環境影響評価技術審査会に諮問を行いました。同法に基づき手続を実施した事業は合計34件（途中で手続を中止したものを含む）、東日本大震災復興特別区域法に基づく特定環境影響評価手続を実施した事業は合計2件です。

▼表2-5-4-5 環境影響評価条例に基づく環境影響評価実施状況

| 事業の名称                         | 事業者                    | 場所         | 規模        | 実施状況  |
|-------------------------------|------------------------|------------|-----------|---|
| 大和リサーチパーク造成事業                 | (社)宮城県土地開発公社           | 大和町        | 78.5ha    | H12.10.5 方法書<br>H15.3.17 準備書<br>H15.10.6 評価書                  |
| 河南町多目的ふれあい交流施設整備事業            | 河南町                    | 河南町        | 29.1ha    | H13.2.7 方法書<br>H14.12.24 準備書<br>H15.7.10 評価書                  |
| 仙台松島道路4車線化事業                  | (社)宮城県道路公社             | 利府町<br>松島町 | 11.5km    | H15.10.10 方法書<br>H19.7.11 準備書<br>H20.3.3 評価書                  |
| (仮称)富谷市成田二期北土地区画整理事業          | 富谷市成田第二土地区画整理組合設立準備委員会 | 富谷市        | 198.7ha   | H20.10.31 方法書<br>R6.3.8 準備書<br>R7.3.12 評価書                    |
| 気仙沼市民の森風力発電事業                 | ㈱気仙沼市民の森風力発電所          | 気仙沼市       | 7,480kW   | H25.5.17 方法書<br>H26.1.23 準備書<br>H26.8.1 評価書                   |
| (仮称)アマテラス白石ソーラーファーム建設事業       | アマテラス・ソーラー合同会社         | 白石市        | 401.8ha   | H29.3.9 方法書<br>H31.2.14 準備書<br>R1.10.3 評価書                    |
| (仮称)石巻港バイオマス発電事業              | 株式会社レノバ                | 石巻市        | 74,950kW  | H29.11.28 方法書<br>H30.11.6 方法書②<br>H31.2.27 準備書<br>R1.9.30 評価書 |
| G-Bio石巻須江発電事業                 | 合同会社G-Bio石巻須江          | 石巻市        | 102,750kW | H30.12.25 方法書<br>R3.3.26 準備書<br>R4.3.22 評価書                   |
| オニコウベ発電所建設事業 (R1.5.29 事業廃止届出) | PurpleSol合同会社          | 大崎市        | 331.36ha  | H31.1.30 方法書  |
| 新産業廃棄物最終処分場整備事業               | 公益財団法人宮城県環境事業公社        | 大和町        | 13.28ha   | R4.9.29 方法書<br>R6.8.1 準備書<br>R6.11.15 評価書                     |

第2部 持続可能な社会の実現に向けた県の取組

▼表2-5-4-6 環境影響評価法に基づく環境影響評価実施状況

| 事業の名称   | 事業者                       | 場所                  | 規模        | 実施状況  |
|---|---------------------------|---------------------|-----------|---|
| 仙台市東西線鉄道建設事業  | 仙台市<br>(都市計画決定権者)         | 仙台市                 | 14.0km    | H12.10.23 方法書<br>H16.6.25 準備書<br>H17.7.17 評価書               |
| 仙塩広域都市計画(仮称)<br>名取市下増田臨空土地地区画整理事業及び(仮称)<br>名取市関下土地地区画整理事業 | 宮城県<br>(都市計画決定権者)         | 名取市                 | 184ha     | H13.2.12 方法書<br>H14.1.25 準備書<br>H15.3.10 評価書                |
| 一般国道115号阿武隈東道路建設事業<br>(H16.2 事業規模縮小により法対象外事業となる)          | 国土交通省東北地方整備局              | 丸森町 相馬市<br>(福島県)    | 10.3km    | H13.4.23 方法書<br>H14.8.12 準備書                                |
| 仙台火力発電所リプレース計画  | 東北電力株式会社                  | 七ヶ浜町                | 44.6万kW   | H16.4.13 方法書<br>H18.7.20 準備書<br>H19.5.22 評価書                |
| 新仙台火力発電所リプレース計画   | 東北電力株式会社                  | 仙台市                 | 95万kW級    | H19.2.28 方法書<br>→再手続へ                                       |
| 新仙台火力発電所リプレース計画   | 東北電力株式会社                  | 仙台市                 | 98万kW級    | H20.10.21 方法書<br>H22.8.24 準備書<br>H23.10.28 評価書              |
| (仮称)石巻風力発電事業  | 株式会社ユーラス<br>エナジーホールディングス  | 石巻市                 | 20.400kW  | H25.3.25 方法書<br>H27.1.30 準備書<br>H29.9.8 評価書                 |
| 鬼首地熱発電所設備更新計画   | 電源開発株式会社                  | 大崎市                 | 1.5万kW    | H28.6.6 配慮書<br>H29.2.7 方法書<br>H30.2.28 準備書<br>H30.10.15 評価書 |
| (仮称)宮城加美風力発電事業  | 合同会社JRE宮城加美               | 加美町                 | 42.000kW  | H28.12.28 配慮書<br>H29.8.1 方法書<br>R1.6.14 準備書<br>R2.10.19 評価書 |
| 鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業  | 国土交通省東北地方整備局              | 加美町                 | 157ha     | H28.12.1 方法書<br>H31.3.22 準備書<br>R2.5.8 評価書                  |
| (仮称)七ヶ宿長老風力発電事業   | 日立サステナブル<br>エナジー株式会社      | 白石市<br>七ヶ宿町         | 23.000kW  | H30.4.9 配慮書<br>H30.12.9 方法書<br>R2.6.26 準備書<br>R4.1.6 評価書    |
| (仮称)白石越河風力発電事業  | 合同会社白石越河風力                | 白石市                 | 38.400kW  | H30.6.25 配慮書<br>H30.11.8 方法書<br>R3.6.23 準備書                 |
| (仮称)白石鉢森山風力発電事業   | 株式会社テクノシステム               | 白石市                 | 51.000kW  | H30.7.3 配慮書   |
| (仮称)大和風力発電事業  | 株式会社ユーラス<br>エナジーホールディングス  | 大和町                 | 60.000kW  | R1.5.7 配慮書<br>R1.10.17 方法書                                  |
| (仮称)宮城山形北部風力発電事業  | 株式会社グリーンパワー<br>インベストメント   | 大崎市<br>加美町<br>(山形県) | 300.000kW | R1.6.4 配慮書<br>R2.1.20 方法書                                   |
| (仮称)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業   | 株式会社グリーンパワー<br>インベストメント   | 大崎市<br>加美町          | 25.000kW  | R1.6.4 配慮書<br>R2.12.16 方法書                                  |
| (仮称)大崎島屋山風力発電事業<br>(R5.1.30 事業廃止届出)                       | ジャパン・リニューアブル・<br>エナジー株式会社 | 大崎市<br>加美町          | 75.000kW  | R1.8.7 配慮書  |
| (仮称)丸森風力発電事業<br>(R5.6.30 事業廃止届出)                          | ジャパン・リニューアブル・<br>エナジー株式会社 | 丸森町                 | 63.000kW  | R1.9.12 配慮書<br>R2.2.17 方法書<br>R4.4.14 準備書<br>→準備書取下げ        |
| (仮称)宮城山元風力発電事業<br>(R2.10.22 事業廃止届出)                       | 東急不動産株式会社                 | 山元町                 | 51.600kW  | R2.5.8 配慮書  |
| (仮称)稲子峠ウィンドファーム   | 株式会社GF                    | 七ヶ宿町                | 79.800kW  | R2.5.28 配慮書<br>R2.12.1 方法書<br>R4.4.12 準備書                   |
| (仮称)福島北風力発電事業   | HSE株式会社                   | 福島市<br>桑折町<br>(福島県) | 46.200kW  | R2.5.28 配慮書<br>R2.11.20 方法書<br>R4.10.13 準備書                 |
| (仮称)六角牧場風力発電事業  | 川渡風力発電株式会社                | 栗原市<br>大崎市          | 70.000kW  | R2.7.2 配慮書<br>R2.12.16 方法書<br>R4.12.6 準備書<br>→準備書取下げ        |
| (仮称)丸森筆雨風力発電事業  | HSE株式会社                   | 丸森町<br>伊達市<br>(福島県) | 50.400kW  | R2.7.20 配慮書<br>R2.12.21 方法書                                 |
| (仮称)女川石巻風力発電事業<br>(R4.7.22 事業廃止届出)                        | オリックス株式会社                 | 女川町<br>石巻市          | 49.000kW  | R2.7.21 配慮書<br>R3.1.27 方法書                                  |
| (仮称)京ヶ森風力発電事業   | HSE株式会社                   | 女川町<br>石巻市          | 63.900kW  | R2.7.30 配慮書<br>R2.12.24 方法書<br>R7.1.17 準備書                  |
| (仮称)ウィンドファーム八森山   | 株式会社グリーンパワー<br>インベストメント   | 色麻町<br>加美町          | 60.000kW  | R2.8.4 配慮書<br>R3.1.14 方法書                                   |
| (仮称)宮城西部風力発電事業  | 日本風力エネルギー<br>株式会社         | 加美町                 | 107.500kW | R2.8.12 配慮書<br>R3.1.28 方法書                                  |
| (仮称)CS宮城やくらいGC太陽光発電事業                                     | CS宮城加美町合同会社               | 加美町                 | 49.900kW  | R3.7.14 配慮書<br>R3.11.24 方法書<br>R6.4.12 準備書<br>→準備書取り下げ      |
| (仮称)七ヶ宿陸上風力発電事業<br>(R4.11.4 事業廃止届出)                       | 七ヶ宿陸上風力発電合同会社             | 七ヶ宿町                | 130.200kW | R4.5.11 配慮書   |
| (仮称)川崎ウィンドファーム事業<br>(R4.8.2 事業廃止届出)                       | 関西電力株式会社                  | 川崎町                 | 96.600kW  | R4.5.30 配慮書   |
| (仮称)菅生太陽光発電事業   | 菅生太陽光発電合同会社               | 村田町<br>仙台市          | 40.000kW  | R4.6.3 配慮書  |
| (仮称)宮城気仙沼風力発電事業   | 東急不動産株式会社                 | 気仙沼市                | 55.000kW  | R4.9.29 配慮書<br>R5.3.22 方法書                                  |
| (仮称)白石小原陸上風力発電事業  | 白石小原陸上風力発電<br>合同会社        | 白石市<br>国見町<br>(福島県) | 79.800kW  | R4.10.3 配慮書<br>R5.3.29 方法書                                  |
| 高日向山地域地熱発電計画(仮称)  | 電源開発株式会社                  | 大崎市                 | 15.000kW級 | R7.3.5 配慮書  |

持続可能な社会の実現に向けた県の取組  
第二部  
全てに共通する施策

▼表2-5-4-7 東日本大震災復興特別区域法に基づく環境影響評価実施状況

| 事業の名称                       | 事業者               | 場所                | 規模     | 実施状況                                       |
|-----------------------------|-------------------|-------------------|--------|--|
| 常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業            | 新地町<br>山元町<br>亘理町 | 新地町<br>山元町<br>亘理町 | 14.6km | H25.1.7 特定評価書<br>H25.3.18 特定評価書<br>(補正後)   |
| 石巻市新蛇田地区<br>被災市街地復興土地区画整理事業 | 石巻市               | 石巻市               | 87.7ha | H25.7.17 特定評価書<br>H25.10.21 特定評価書<br>(補正後) |

○ 事業活動における環境配慮推進ガイドラインの策定

平成21年12月に、県内に立地する面積が20ha以上の工場・事業所を対象に、事業者の自主的な環境配慮の推進を目的とした「事業活動における環境配慮推進ガイドライン」を策定しました。

このガイドラインでは、事業者自らが事業内容

や地域の状況に応じた環境マネジメントシステムを構築し、第三者機関によるチェックや事業者と県、市町村との間で締結される環境配慮基本協定などにより実効性の確保を図ることとしています。

※「事業活動における環境配慮推進ガイドライン」の概要については、第5章第4節の「環境配慮基本協定」の記述も参照ください。

(2) 大規模開発行為への指導

自然保護課

県土の無秩序な開発を防止し、自然と調和した地域社会の発展に資することを目的として、昭和51年に大規模開発行為に関する指導要綱（昭和51年宮城県告示第830号）を制定し、面積が20ha以上の一定の開発行為に関し、必要な基準等を定めるとともに、事業者に対し、その遵守を指導しています。

なお、大規模開発行為の大部分を占めていたゴルフ場及び住宅団地開発は、社会経済情勢等の変化により、昭和62年から平成3年にかけての景気拡大期（いわゆるバブル経済期）に比べると、近年の件数は減少し、代わって太陽光発電施設の設置が増加しています。

▼表2-5-4-8 大規模開発行為実施状況（令和6年度）

|         | 開発完了 |         | 開発中 |         | 合計  |         |
|---------|------|---------|-----|---------|-----|---------|
|         | 箇所数  | 面積 (ha) | 箇所数 | 面積 (ha) | 箇所数 | 面積 (ha) |
| 住宅団地    | 35   | 2,671   | 2   | 367     | 37  | 3,038   |
| 別荘地     | 1    | 21      |     |         | 1   | 21      |
| 工業団地    | 4    | 215     |     |         | 4   | 215     |
| ゴルフ場    | 24   | 2,709   |     |         | 24  | 2,709   |
| レジャーランド | 6    | 495     | 2   | 203     | 8   | 698     |
| 教育施設    | 2    | 49      | 1   | 44      | 3   | 93      |
| その他     | 31   | 2,133   | 3   | 180     | 34  | 2,313   |
| 合計      | 103  | 8,293   | 8   | 794     | 111 | 9,087   |

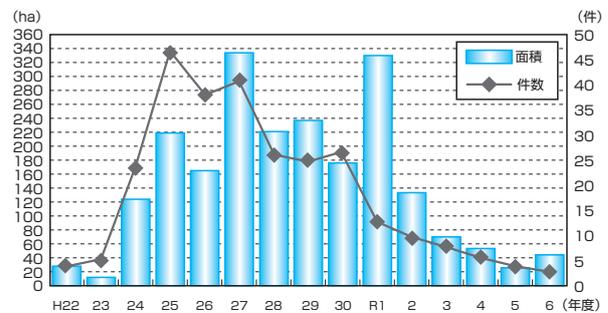
※「その他」には太陽光発電施設が含まれる。

(3) 林地開発許可

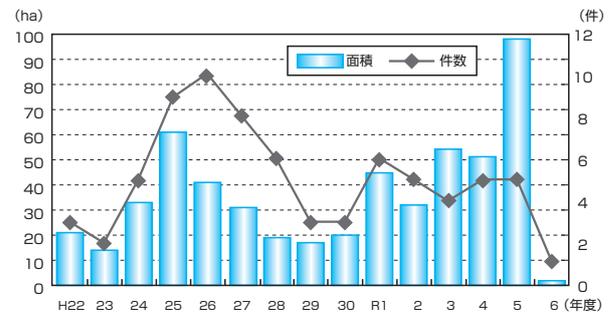
自然保護課

近年は、宮城県震災復興計画の発展期も終了したことから、土石の採取を目的とした林地開発を完了させる事業者が増えるとともに、太陽光発電施設の造成を目的とした林地開発も、再生可能エネルギー固定価格買取制度の買取価格の低下から

新規の案件は減少しています。



▲図2-5-4-1 林地開発許可状況



▲図2-5-4-2 林地開発協議状況

(4) 再生可能エネルギー地域共生促進税条例

次世代エネルギー室

脱炭素社会の実現に向けて積極的な導入が重要となる再生可能エネルギー発電設備については、特に森林に設置される場合、土砂災害や景観、環境への影響等の懸念から、地域住民との調整に課題を抱える例も少なくありません。

県では、これまで太陽光発電施設の設置等に関する条例や、環境影響評価制度等の適切な運用に取り組んできましたが、再生可能エネルギーの最大限の導入と環境保全の両立のための新たな取

## 第2部 持続可能な社会の実現に向けた県の取組

組として、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生の促進に向けた税を導入し、令和6年4月1日から「再生可能エネルギー地域共生促進税条例」（宮城県条例第34号）を施行しました。

本条例は0.5ヘクタールを超える森林開発を伴う太陽光、風力、バイオマス発電に対し、営業利益の20%相当の税を課すものですが、温暖化対策推進法に基づく促進事業や本条例に基づく認定事業など、防災、景観、環境に対して配慮され、地

域貢献などを行い、地域の合意を得た事業については非課税としています。

これは、本税が、税収を主たる目的としたものではなく、地域と共生した再生可能エネルギーの推進を目的としているためです。

県は、事業を計画する事業者に対して地域との共生に努めるよう促すとともに、地元市町村を伴走型で支援します。

▼表2-5-4-9 再生可能エネルギー地域共生促進税条例に基づく認定事業

| 事業名        | エネルギー種別 | 事業者        | 所在地        | 発電容量                     | 認定日       | 地域貢献策(主なもの)   |
|------------|---------|------------|------------|--------------------------|-----------|---|
| 白石越河風力発電事業 | 風力発電    | 合同会社白石越河風力 | 白石市小原字菖蒲沢外 | 33,600kW<br>(4,200kW×8基) | 令和6年7月31日 | 1. 白石市及びまちづくり協議会が実施する事業に対する支援<br>2. 地元小中学校への環境教育(施設見学)に対する協力<br>3. 工事・メンテナンス業務の地元業者への発注 |

## 第5節 規制的措施、公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策

### 1 規制的措施

規制的手法は、公害を防止するための排出等の規制・抑制や自然環境の適正な保全のための行為の制限など、環境を劣化させる活動を直接制限・禁止するもので、環境保全の効果がより確実であるため、これまで基本的な手段として広範に用いられています。

公害関係法令による特定施設以外の施設等を規制する公害防止条例は、昭和46年4月の施行以降16回の改正を重ねています。また、廃棄物の不適

正処理事案が多発したことから、廃棄物関係法令に加えて産業廃棄物の適正処理を確保するため、産廃処理適正化条例を平成18年4月に施行しています。

平成18年度以降、新たな規制的措施の施行はありませんが、県は、常に法令の適正な運用に努めるほか、科学的知見を踏まえた上で条例の見直しを行うとともに、新たな規制の必要性についても継続的に検討しています。

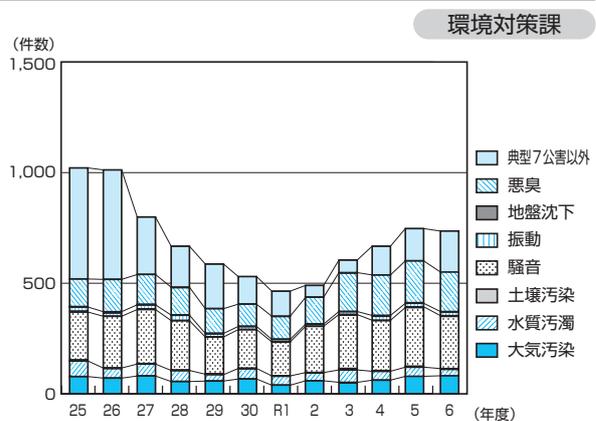
### 2 公害紛争等の適切な処理

#### (1) 公害苦情の受付状況

令和6年度に県及び市町村の公害苦情相談窓口が受付した公害苦情件数は736件であり、前年度よりも8件減少しましたが、令和元年度を境にここ数年は増加傾向となっています。

公害苦情のうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型7公害を主な原因とする苦情件数は550件で、全体の74.7%を占めています。

主な原因を典型7公害の種類別で見ると、騒音が245件(33.3%)で最も多く、以下、悪臭が181件(24.6%)、大気汚染が79件(10.7%)、水質汚濁が31件(4.2%)となっています。



▲図2-5-5-1 公害苦情件数の推移

※上記の苦情件数は主な原因を集計し、「第4章第1節 4騒音・振動の現状」に記載の苦情件数は全ての原因を集計しているため、数値は合致しません。

## (2) 市町村別苦情件数

令和6年度に県及び市町村が受付した公害苦情件数は736件で、そのうち市部が629件、町村部が64件となっています。

▼表2-5-5-1 市部・町村部別苦情受理件数の推移

| 年 度  | 受理件数  | 宮城県<br>受理件数 | 市町村受理件数 |     |
|------|-------|-------------|---------|-----|
|      |       |             | 市 部     | 町村部 |
| 平成25 | 1,023 | 55          | 686     | 282 |
| 平成26 | 1,014 | 43          | 694     | 277 |
| 平成27 | 802   | 40          | 660     | 102 |
| 平成28 | 667   | 34          | 527     | 106 |
| 平成29 | 586   | 34          | 446     | 106 |
| 平成30 | 529   | 39          | 383     | 107 |
| 令和元  | 466   | 38          | 339     | 89  |
| 令和2  | 490   | 46          | 406     | 38  |
| 令和3  | 601   | 40          | 509     | 52  |
| 令和4  | 664   | 49          | 583     | 32  |
| 令和5  | 744   | 56          | 644     | 44  |
| 令和6  | 736   | 43          | 629     | 64  |

## (3) 公害紛争処理

宮城県公害審査会は、「公害紛争処理法」（昭和45年法律第108号）第13条及び「公害紛争処理条例」（昭和46年宮城県条例第14号）第2条の規定に基づいて昭和46年に設置され、各種の公害紛争の処理を行っています。審査会は学識経験者等の委員12人で構成され、調停申請等に基づき委員の中から調停委員等を指名し、紛争の解決を図っています。令和6年度末現在では、継続中の事件はありません。

なお、宮城県公害審査会が設置された昭和46年以来、終了した事件は調停24件で、その結果として、「調停成立」9件、「調停打ち切り」8件、「調停取下げ」5件、「調停しない」2件となっています。

## 3 環境犯罪への対応

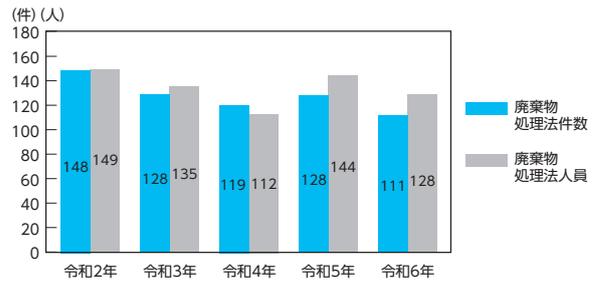
県民の生活環境の保全を目的として、環境行政機関との連携を図りながら、生活環境に障害を与える環境犯罪の指導取締りを推進しています。

令和6年中に検挙した環境犯罪は、廃棄物処理法違反で111件128人（前年比-17件、-16人）となっています。

不法投棄では、太陽光発電所設置工事現場に、破損した太陽光パネルを埋立投棄した事犯がありました。

その他、廃品回収業者が無許可で廃棄物収集運搬を行った事犯や産業廃棄物処理に関する委託や受託違反などもありました。

警察本部生活環境課



▲図2-5-5-2 環境犯罪年次別検挙状況（過去5年間）